

改正確定拠出年金法が成立しました

2016年5月24日に「改正確定拠出年金法」が成立しました。

今回の法改正により、実質的にすべての現役世代の方が個人型確定拠出年金（以下、「個人型DC」）を活用して老後資金の準備ができるようになります。

【法改正のポイント】

現在、個人型DCに加入できるのは、自営業者と企業年金制度のない企業にお勤めの会社員のみとなっています。

今回の法改正により、現在個人型の加入資格を有さない公務員や企業年金制度のある企業にお勤めの会社員、専業主婦も2017年1月から個人型DCに加入できるようになります。

なお、個人型DCに年間で拠出できる額は、公務員や企業年金制度のある企業にお勤めの会社員の場合14.4万円/年、専業主婦の場合年27.6万円/年が限度額となります。これまで加入可能だった方については限度額の変更はありません。

【参考：[個人型確定拠出年金ってどんな制度？](#)】

当サイト（個人型確定拠出年金ポータル）では今回の法改正の内容を解説する新コンテンツを用意する予定です。

何卒、倍旧のご愛顧お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

